

(第3条関係)

年 月 日

青森市保健所長 様

譲受人 住所 〒  
氏名

年 月 日生

(電話番号)

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

譲渡人 住所 〒  
氏名

年 月 日生

(電話番号)

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

### 旅館業営業承継承認申請書（譲渡）

旅館業法第3条の2第1項の規定により、旅館業営業者の地位の譲渡による承継の承認を受けたいので、旅館業法施行規則第1条の3第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

#### 記

営業施設の名称			
営業施設の所在地	〒  (電話番号)		
譲渡の予定年月日	年 月 日		
旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当するときの内容※	有	第1号 心身の故障により旅館業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの 第2号 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 第3号 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者 第4号 旅館業法第8条の規定により許可を取り消され、取消の日から起算して3年を経過していない者 第5号 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者(第8号において「暴力団員等」という。) 第6号 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が前各号のいずれかに該当するもの 第7号 法人であつて、その業務を行う役員のうち第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの 第8号 暴力団員等がその事業活動を支配する者	無

旅館業法第3条第3項各号に該当することの有無及びその施設名※	有	1 学校 2 幼保連携型認定こども園 3 児童福祉施設 4 社会教育施設	無
		5 図書館 6 博物館等	
施設名			
備考（指令番号）			

## 添付書類

- 1 旅館業の譲渡を証する書類
- 2 譲受人が法人の場合にあつては、法人の定款又は寄付行為の写し
- 3 営業施設の設置場所の周囲200メートルの区域内の見取図（その区域内に旅館業法第3条第3項各号に掲げる施設の敷地がある場合にあつては、当該施設の位置及び当該営業施設の設置場所と当該施設の敷地との距離を明示したもの）。ただし、既に保健所長に提出されている当該見取図の内容に変更がない場合は、その添付を省略することができる。

注1 ※の内容は有の場合、該当するその号数又は番号を○で囲むこと。